

「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」等の策定方針について

1 策定の趣旨

- 「子ども・子育て支援事業計画」（以下、事業計画）は、子ども・子育て支援法（以下、支援法）第61条に基づき、区市町村に策定が義務付けられており、国が定める基本指針に即し、平成27（2015）年度から1期を5年として策定してきた。今般、第2期事業計画が令和6（2024）年度末をもって計画期間を終了するにあたり、第3期事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の確保・整備等に努め、「いたばし子ども未来応援宣言2025」に掲げる目標の達成に向けて取り組んでいく。
- また、子ども・子育て支援事業の拡充などを踏まえ改正された児童福祉法に則り、国の技術的助言のもと、都道府県には新たな「社会的養育推進計画」の策定が求められており、児童相談所設置市である板橋区においても、東京都の計画と整合を図りながら、策定を進めていく。

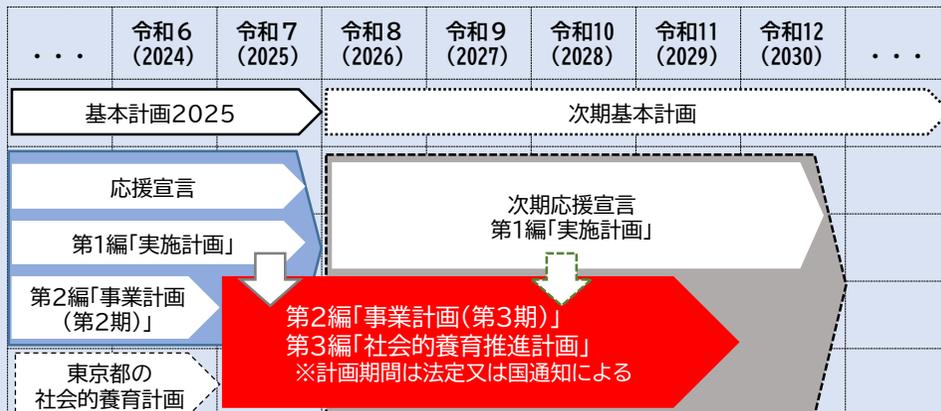
2 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

- 事業計画は、「いたばし子ども未来応援宣言2025」（以下、応援宣言）の第1編である「実施計画2025」（令和4年2月策定）のうち、支援法で求められる事業の提供・実施にかかる内容についてのみを取りまとめた第2編として策定する。
- 社会的養育推進計画は、同じく応援宣言の第3編として策定する。

(2) 計画期間（法定）

- 令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間
- ※ベースとなる応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直す。



3 第2編「事業計画」に盛り込む内容

- ニーズ調査（参考資料参照）や利用実績等を基に、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）と確保方策（目標事業量）
- 就学前の教育・保育施設
 - 3～5歳…1号認定（保育不要）→幼稚園、認定こども園
 - 2号認定（保育必要）→保育所、認定こども園
 - 0～2歳…3号認定（保育必要）→保育所、認定こども園、地域型保育
- 地域子ども・子育て支援事業（※下線は新規追加）
 - ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業
 - ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業
 - ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業
 - ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑬妊婦健康診査 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業
 - ⑯親子関係形成支援事業
- 外国につながる幼児への支援・配慮、幼児教育・保育等の質の確保・向上 など

4 第3編「社会的養育推進計画」に盛り込む内容

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、各都道府県等においては、令和2年度から令和11年度における計画を策定し、里親等の委託をはじめとした取組を推進している。一方で、増加傾向にある児童虐待相談対応件数のうち、児童相談所や区市町村において在宅での支援を必要とするケースが数多く存在することから、子ども・子育て支援事業の供給量については拡充が必要とされ、このような状況を踏まえて、令和4年6月に児童福祉法が改正された。これらを踏まえ、主に以下の項目を盛り込む。

- 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 一時保護改革に向けた取組
- 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）に向けた取組
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- 児童相談所の強化等に向けた取組
- 障がい児入所施設における支援 など 1

5 検討の視点・体制・スケジュール

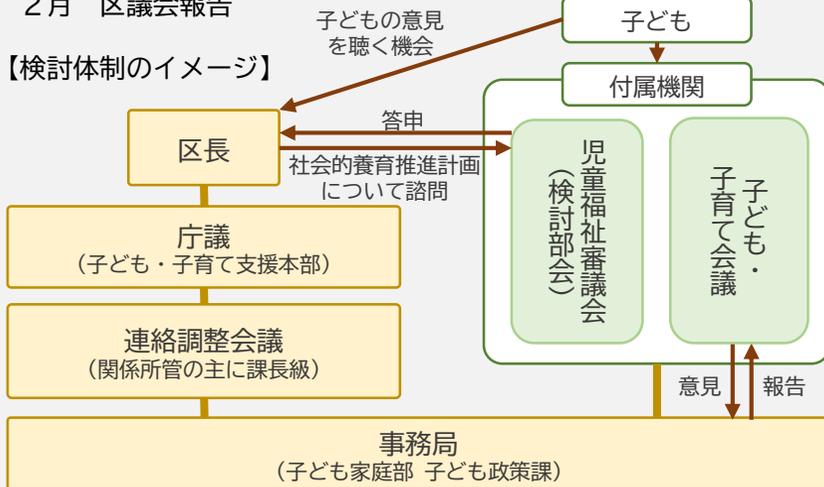
(1) 検討の視点・主要課題

- コロナ禍以降、出生数・就学前人口が大きく減少傾向にある一方、区内において同時並行的に進展がみられるまちづくりや、区の総合実施計画「いたばしNo.1 実現プラン2025改訂版」における重点戦略（SDGs戦略、DX戦略、ブランド戦略）のバージョンアップに取り組む効果などを踏まえ、人口の見通しを改めて分析し、需要と供給の必要量を検討
- 「こどもまんなか社会」を目指す国の「こども大綱」及び少子化トレンドの反転に向けた「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」や、東京都の「こども未来アクション」などと連携
- 保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、新たな課題として生じている欠員対策や、プレ幼稚園・こども誰でも通園制度の導入に向けた調整
- 「こども家庭センター機能」の開始に伴い、産前・産後から育児まで切れ目のない子育て支援のさらなる充実を図るなど、次期基本計画・応援宣言を見据えた、区独自のビジョンや目標を検討
- 社会的養育推進計画については、専門的かつ広範的な見地から検討する必要があることから、付属機関である「児童福祉審議会」に諮問し、臨時の部会「社会的養育推進計画策定検討部会」を設置

(2) 体制・スケジュール

- 5月 策定方針決定、子ども・子育て会議
- 6月 児童福祉審議会・検討部会設置、区議会報告
- 8月 子どもの意見を聴く機会を試行
- 10月 素案決定
- 11月 子ども・子育て会議、区議会報告、パブリックコメント募集
- 1月 児童福祉審議会答申、子ども・子育て会議、原案決定
- 2月 区議会報告

【検討体制のイメージ】



【参考】：ニーズ調査結果の主な内容

- 調査期間：令和5年10月5日から10月31日
- 調査方法：無作為抽出・郵送による配付及びインターネットによる回収
- 対象・回収の状況

対象	配付数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,500	914	36.6%
小学生児童保護者	1,500	448	29.9%
小学生児童	1,500	347	23.1%

- 子どもと家庭の状況「子育てを主に行っている人」（下段は前回平成30年度調査）

回答者	第1位		第2位	
就学前児童保護者	父母ともに (")	58.3% 49.3%)	主に母親 (")	40.6% 49.3%)
小学生児童保護者	父母ともに (")	57.6% 51.1%)	主に母親 (")	40.8% 46.4%)

- 母親の就労状況（下段は前回平成30年度調査）

回答者	第1位		第2位		第3位	
就学前児童保護者	フルタイム (")	41.6% 34.2%)	不就労(以尙就労) (")	22.5% 31.7%)	パート・アルバイト (")	20.3% 12.4%)
小学生児童保護者	フルタイム (パート・アルバイト)	43.1% 30.5%)	パート・アルバイト (フルタイム)	34.6% 26.3%)	不就労(以尙就労) (")	17.5% 25.8%)

- 家庭類型（下段は前回平成30年度調査）

回答者	第1位		第2位		第3位	
就学前児童保護者	ともにフルタイム (")	51.4% 35.2%)	専業主婦(夫) (")	23.5% 28.5%)	フルタイム・パート (")	19.0% 10.2%)
小学生児童保護者	ともにフルタイム (フルタイム・パート)	37.7% 24.6%)	フルタイム・パート (専業主婦(夫))	33.0% 21.8%)	専業主婦(夫) (ともにフルタイム)	18.8% 20.7%)

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

利用率81.2% (前回73.6%)			利用希望		
1位	認可保育所	53.6%	1位	認可保育所	54.8%
2位	私立幼稚園	28.2%	2位	私立幼稚園	40.4%
3位	預かり保育	7.8%	3位	預かり保育	26.3%

- 主な子育て支援サービスの利用状況

新生児等産婦訪問	91.8%	すくすくカード	59.7%
妊婦・出産ナビゲーション事業	81.6%	児童館「乳幼児子育て支援事業」	57.5%
乳幼児歯科検診	77.9%	いたばし子育て応援アプリ	56.9%
赤ちゃんの駅	61.1%	子育て相談	54.0%
母親学級・両親学級	60.6%	離乳食講演会	52.2%

- こども誰でも通園制度の認知度と利用希望

認知度		認知度	
名前も内容も知っている	19.0%	とても利用したい	22.8%
内容は知らなかった	13.6%	できれば利用してみたい	31.5%
知らなかった	66.2%	利用したくない	17.6%